

答申第 370 号～第 373 号

平成 20 年 8 月 21 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 12 月 11 日付けで諮問された特定の県立高校に係る文書不存在の件（諮問第 4 2 7 号、第 4 2 8 号、第 4 3 8 号及び第 5 2 4 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、別表の対象文書欄に記載の行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、別表の請求年月日欄に記載の各日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、同表の対象文書欄に記載の各行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、別表の決定年月日欄に記載の各日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、別表の不服申立て年月日欄に記載の各日付けで、教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 諮問第427号については、財産管理をする公務員として、当然文書化がなされているはずのものである。
- (2) 諮問第428号及び第524号については、歳入の促進を図る公務員として、当然文書化がなされているはずのものである。
- (3) 諮問第438号については、重要な事故に対する内部告発に関するものであり、明文化された行政文書が当然のことながら作成されなければならないものである。

4 実施機関（教育局企画調整課及び行政課）の説明要旨

実施機関は、別表の非公開理由欄に記載の理由により、文書不存在による公開拒否決定を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本答申に係る別表に記載の4件の諮問案件について、本件行政文書の内容、本件処分内容及び不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合して調査審議した。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 本件行政文書は、大別して以下の(ア)～(カ)により構成される。

(ア) 諮問第427号に係る特定の状況（以下「特定の状況」という。）

に対して教育委員会が行った指導等の文書

(イ) 諮問第428号、第438号及び第524号に係る特定の事情が明確となる文書

(ウ) 諮問第524号に係る特定の施設利用に係る利用申請書及び減免申請書（以下「特定申請書」と総称する。）

(エ) 諮問第524号に係る特定の施設利用に使用料を払ったことが分かる文書

(オ) 諮問第524号に係る県立高校の部活動の発表会等について、これまで教育委員会教育局総務課（以下「総務課」という。）が主催し、県議会議員等を招き、開催した実例の分かる文書

(カ) 諮問第524号に係る県立高校の部活動の発表会につき、総務課が主催し、かつ県施設を利用して行う場合の基準に係る文書

イ 上記ア(ア)の行政文書について

(ア) 不服申立人は、財産管理をする公務員として、当然文書化がなされているはずのものであると主張している。

(イ) 実施機関は、上記ア(ア)の行政文書について、特定の状況を何等把握していないため、指導等を行う理由がなく、存在しないと説明している。

(ウ) 当審査会で確認したところ、本件公開請求時に特定の状況について調査は行われていないと認められことから、公開請求時点で上記ア(ア)の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

ウ 上記ア(イ)の行政文書について

(ア) 不服申立人は、諮問第428号及び諮問第524号について、歳入の促進を図る公務員として、当然文書化がなされているはずのものであると主張している。

また、諮問第438号については、重要な事故に対する内部告発に関するものであり、明文化された行政文書が当然のことながら作成されなければならないものであると主張している。

(イ) 実施機関は、諮問第428号及び諮問第524号について、特定高校吹奏楽部記念発表会（以下「特定発表会」という。）における日程の決定及び会場の確保を行っただけであり、当初から特定発表会に係る文書の作成は行っていないため、存在しないと説明している。

また、諮問第438号については、調査を進めているところであり、公開請求時点で結論は出ておらず、結論が出ていない事情を明らかにする文書を作成する必然性はなく、作成した事実もないと説明している。

(ウ) 諮問第428号及び諮問第524号に係る実施機関の特定発表会における役割について、上記実施機関の説明に反する特段の事情は認められない。

また、諮問第438号に係る調査について、どの程度の時間をかけるかについては教育委員会に広い裁量が認められ、結論が出ていない事情を明らかにする文書を作成するかについても、教育委員会が判断するものであると考える。

したがって、上記ア（イ）の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

エ 上記ア（ウ）の行政文書について

(ア) 不服申立人は、歳入の促進を図る公務員として、当然文書化がなされているはずのものであると主張している。

(イ) 実施機関は、上記ア（ウ）の行政文書について、神奈川県公共施設利用予約システム（以下「特定システム」という。）を使用しての申請であるため、存在しないと説明している。

(ウ) 当審査会で確認したところ、特定申請書を書面としてもらうには、

特定システムの運用先に個別に請求する必要がある、原則として特定システムの画面上で確認するものであることが認められる。

また、上記実施機関の説明に反する特段の事情も認められないことか

ら、上記ア（ウ）の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

オ 上記ア（エ）の行政文書について

（ア）不服申立人は、歳入の促進を図る公務員として、当然文書化がなされているはずのものであると主張している。

（イ）実施機関は、上記ア（エ）の行政文書について、使用料全額免除であることから、存在しないと説明している。

（ウ）上記実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、上記ア（エ）の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

カ 上記ア（オ）の行政文書について

（ア）不服申立人は、歳入の促進を図る公務員として、当然文書化がなされているはずのものであると主張している。

（イ）実施機関は、上記ア（オ）の行政文書について、総務課が県立高校の部活動の発表会について主催者となったことがないことから、存在しないと説明している。

（ウ）上記実施機関の説明に反する特段の事情は認められないことから、上記ア（オ）の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

キ 上記ア（カ）の行政文書について

（ア）不服申立人は、歳入の促進を図る公務員として、当然文書化がなされているはずのものであると主張している。

（イ）実施機関は、上記ア（カ）の行政文書について、総務課が部活動の発表会を主催する際の規定は定めていないことから、存在しないと説明している。

（ウ）部活動の発表会を主催する際の規定を定めるかについては、教育委

員会が判断するものであると考える。

また、上記実施機関の説明に反する特段の事情も認められないことから、上記ア（カ）の行政文書が存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

諮問番号	件名	請求年月日	対象文書（概要）	決定年月日	非公開理由	不服申立て年月日 (異議申立書記載年月日)
427	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その28)	平成19年11月12日	特定高校の校長が無申請で県施設を毎月相当数、使用料を支払わずに何年も使用を継続した事実に対して教育委員会が指導及び処分をしたことが分かる文書	平成19年11月20日	教育委員会としては、請求者からの公開請求に記載されている「事実」とされる事項については何等把握するところではなく、把握していない以上、当然に指導及び処分を行う理由がないことから、文書は存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月22日
428	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その29)	平成19年11月12日	特定発表会において、主催者である総務課が打ち合わせ及び暖房費の交渉を特定高校職員に代行させた事情が分かる文書。また、生徒の公欠について命じたことが分かる文書	平成19年11月26日	特定発表会が行われる特定施設の交渉を特定高校職員が行うことについて、当初から文書の作成を行っていないので存在しない。また、生徒の特定発表会出演に際して、公欠扱いについての指示・指導の文書も当初から作成していないため、存在しない。したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月29日
			特定発表会を総務課が主催すべき事情が明確になった文書		特定発表会を総務課が主催する事情について、明確にした書面は当初から作成していないため、存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	
			特定発表会に、総務課が特定の県会議員に対してのみ招待をした事情が明確になった文書		特定発表会における招待者の選定等については総務課で行っておらず、当初から文書を作成していないため、存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	
			特定発表会において、主催者である総務課が作成・発布した案内状、開催要領等、主催の旨が明確になった文書		特定発表会における案内状、開催要領等を総務課で作成しておらず、主催の趣旨等が明確になった文書は存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	
438	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その39)	平成19年10月23日	特定人が行った内部告発について5カ月以上を経過し、何の結果報告も未だされない教育委員会の事情を明らかにした文書	平成19年10月30日	教育委員会としては、請求者からの公開請求書に記載されている内部告発について調査を進めているところであり、公開請求時点で結論は出ていない。また、本件請求には「結果報告が未だされない教育委員会の事情を明らかにした文書」とあるが、調査中の内部告発について、こうした事情を明らかにする文書を作成する必然性はなく、作成した事実もない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	平成19年11月1日
524	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その125)	平成19年11月2日	特定の施設使用に係る利用申請書及び減免申請書	平成19年11月16日	会場の使用申請に際しては、神奈川県公共施設利用予約システムを使用するの申請であるため、利用申請書・減免申請書の作成は不要であり、利用申請書及び減免申請書は存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月7日
			総務課主催による特定発表会に係る起案書及び使用料を払ったことが分かる文書。総務課として主催する事情が明確になった文書		特定発表会における起案書及び総務課として主催する事情が明確になった書面は当初から作成していないため、存在しない。また、使用料を払ったことが分かる書面については、使用料全額減免のため、存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	

別表

524	特定の県立高校に係る文書不存在の件 (その125)	平成19年11月4日	県立学校の部活動の発表会等について、これまで総務課が主催し、県議会議員等を招き、開催した実例の分かる文書。また、その際の事情を示す起案文書	平成19年11月16日	総務課が部活動の発表会等を主催した事例はないため、起案文書等は存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	平成19年12月7日
			総務課主催において開催された特定発表会における打ち合わせ及び暖房費の交渉を特定高校職員に代行させた事情が分かる文書。また、施設使用に関して何ら利用申請・減免申請を行わなかった事情が分かる文書		演奏会が行われる特定施設の交渉を特定高校職員が行うことについて、当初から文書の作成を行っていないので存在しない。 また、利用申請等にあつては、神奈川県公共施設利用予約システムによりパソコンで入力するため、請求のあった文書は存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	
			総務課主催において開催された特定発表会における打ち合わせ用紙に記載のある「来賓7名+職員」の職・氏名が明確となった文書		総務課は、特定発表会における日程の決定及び会場の確保を行い、招待者の選定等を行っていないことから、請求のあった文書は存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	
		平成19年11月5日	総務課が主催し、かつ県施設を利用して行う場合の基準に係る文書		現時点でそういった基準を規定していないので、請求のあった文書は存在しない。 したがって、公開請求で求められている件について文書不存在による公開拒否とした。	

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年12月11日	○ 諮問
平成20年1月15日 (第71回部会)	○ 審議
2月5日 (第72回部会)	○ 審議
2月7日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月7日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4月2日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
6月5日 (第76回部会)	○ 審議
7月17日 (第77回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成20年8月21日現在) (五十音順)